平成２４年（フ）第３３２２号
大阪府池田市城南３－５－21－607、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区大野３丁目７番121号
破産者　有限会社スレイブ
1　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
2　一般調査期日　平成25年４月25日午後３時30分
平成25年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２１号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
破産者　八尋　孝之
1　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
2　一般調査期日　平成25年４月19日午前10時50分
平成25年１月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６０号
長崎県長崎市泉２丁目５番37号
破産者　筒井　秀充
1　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
2　一般調査期日　平成25年４月26日午後２時
平成25年２月４日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８８号
福岡市東区松島２丁目１番14－２号
破産者　有働　信幸
1　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
2　一般調査期日　平成25年４月19日午前11時
平成25年１月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７３９号
福岡県筑紫野市大字牛島463番地７
破産者　安達　　満
1　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
2　一般調査期日　平成25年４月19日午前11時30分
平成25年１月30日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人選任

平成２４年（フ）第６２号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町４番地の32
破産者　株式会社西村組
代表者代表取締役　西村　祐一
次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　辻本　純成
平成25年１月29日　　旭川地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第１６４５号
大阪市生野区田島６丁目13番８号
破産者　大東生コンクリート株式会社
1　期日　平成25年３月21日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１１８号
山口市小郡下郷216番地９
破産者　竹内　芳紀
異議申述期間　平成25年３月７日まで
平成25年２月４日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
山口県柳井市柳井1519番地５
破産者　周東製麺株式会社
異議申述期間　平成25年３月15日まで
平成25年２月４日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５０号
山口県柳井市柳井1314番地
破産者　古磯　壽寛
異議申述期間　平成25年３月15日まで
平成25年２月４日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２号
石川県鳳珠郡能登町字松波10字７番地
破産者　株式会社土幸勘右ェ門商店
異議申述期間　平成25年３月19日まで
平成25年２月４日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第２０１７号
福岡市東区松島６丁目12番２号
破産者　株式会社庄屋
異議申述期間　平成25年４月１日まで
平成25年１月31日
福岡地方裁判所第４民事部

免責取消

平成２３年（フ）第６２５号
広島市東区中山新町３丁目21番３－201号
破産者　尾崎　　勉（免責許可決定時の氏名　尾崎　　勉）
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　破産者について免責を取り消す。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成１８年（ヒ）第１０７号
鹿児島市田上６丁目20番17－601号
清算株式会社　西陵商事株式会社
代表清算人　原田堅太郎
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第２号
横浜市保土ケ谷区仏向町1437番地１
再生債務者　株式会社横浜シウマイ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年２月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第２号
富山県高岡市常国2222番地
再生債務者　共栄運輸株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年１月30日　富山地方裁判所高岡支部

監督命令

平成２５年（再）第１号
千葉県我孫子市緑１丁目11番24号
再生債務者　株式会社アオイ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉県市川市市川南１丁目９番23号　京葉住設市川ビル５階　弁護士法人リバーシティ法律事務所　弁護士　宮本　勇人
平成25年１月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
岡山市北区下中野348番地の103
再生債務者　三洋エンジニアリング株式会社
1　決議に付する計画案　平成25年１月８日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年４月16日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年３月18日
4　議決権者確定の基準日　平成25年３月18日
平成25年２月１日
岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
宮崎市青島１丁目10番27号
再生債務者　株式会社シルバーリゾート青島
1　決議に付する計画案　平成24年10月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年３月４日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年２月25日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月18日
平成25年２月１日　　宮崎地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第９号
名古屋市東区泉１丁目３番43号　レジディア泉1403号
再生債務者　伊藤　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年２月１日
名古屋地方裁判所民事第２部